令和4年第4回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和4年12月5日(月曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 今井 健児2番 芝間 教男3番 中島 健男4番 中村 茂弘5番 森澤 文王6番 今井 清7番 村田 桂子8番 榎本 真弓9番 森本 信明10番 滝沢寿美雄11番 今井 英昭12番 田中 三江

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明

教育次長 羽場雅敏 建設環境課長 篠原英男

産業振興課長 櫻井 豊 会計管理者 羽場厚子

たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

散会 午前10時49分

議長(田中三江君) おはようございます。これから本日12月5日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第60号

議長(田中三江君) 日程第1 議案第60号 立科町議会議員及び立科町長の選挙におけるポ スター掲示場の設置に関する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第61号

議長(田中三江君) 日程第2 議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改 正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第62号

議長(田中三江君) 日程第3 議案第62号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条 例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) この条例は、職員の定年を2年ごとに1歳ずつ繰り下げるということで、 年金が65歳支給になっている現在には遅ればせながらということでの法整備だと受け 止めています。

ところで、このように60歳に定年に達した人の定年が延長になるということと併せて、新規職員の採用計画との整合性についてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) お答えをいたします。

今回の条文につきましては、新規採用の部分については、特に規定はございません。しかしながら、国のほうでも、この定年制度の延長に伴いまして、2年に1度退職者が出なくなる移行期間、あと、それ以降の定年が65歳以降の採用につきましては、新規採用職員の採用を抑制しないように計画的に業務また定年者を見越した、また普通退職者もいることから、そのようなところを総体的に把握をして採用計画に努めるようにという通達も出ておりますので、そのように計画に沿った中で、適正に職員の

定数を把握しながら採用につなげていくというところで承知をしているところでございます。

以上です。

議長(田中三江君) 7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) 当町においても、かつて大量に退職をされて、途中で補充をするための 採用というのはありました。

今回は組織的に、2年に1度は必ず退職をするということになると思うんですけれども、採用計画というのは2年に1度なのか、それとも毎年ちゃんちゃんと行っていくものなのか、そこら辺の考え方、今のご説明だと、2年に1度の退職に対応したというお話だったんですけれど、毎年適正な職員の数を採用するようになるのかということを伺っておきたいと思います。

それから、はい、それで。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) 職員の定員管理につきましては、今回の定年の引上げに伴うものだけではなく、中途の退職者と、あと業務が増大になる、また減量になるというようなところも加味しながら、毎年度、新規採用職員の採用については計画を立てて採用につなげているところでございますので、今後につきましても同様の考えであるというふうに承知をしているところであります。

以上です。

議長(田中三江君) 7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) 毎年計画的にやるということで確認しました。

ちなみに、この条例は来年度から適用ということになると思うんですけど、この法 律ができることを見越して、当町は来年度の採用については、定年退職と併せた採用 計画になった採用が行われたのでしょうか。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) 当然、来年度の業務分担ですとかを加味しながら、採用を今年度行っているところでございます。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに質疑はございますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第63号

議長(田中三江君) 日程第4 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) 1ページに書かれている、職員の懲戒に関する条例のところでお伺いを いたします。

ここに、どうしてもそこがよく分からないんですけれども、これまでの規定では、減給は10分の1だと。給料の10分の1だということが示されていました。その後、給料が7割になった職員についても、懲戒の規定が当てはまるんだけれども、この場合においての、この条文の読み方なんですけど、その場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該の額を給料から減ずるものとするという規定があります。

これを普通に読むと、何らかの失敗をして給料を減らされるときには、その額が7割になった給料のさらに10分の1、その10分の1に相当する額より多かった場合でも、減ずる額をそっくり給料から減らすよというふうに受け止めるんですけども、これは10分の1、給料の10分の1を超えないものとするということとの整合性というか、この文面だけ読むと、超えた場合には、超えた分を引きますよというふうに読めるので、そういう点では、何つうか、懲戒の度合いが高まるのかなというふうに受け止めるんですが、そこはどうなんでしょうか。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) お答えいたします。

通常、減給につきましては、給料月額の10分の1ということで、条例において決定をしております。

この部分につきまして、今後、定年の延長に伴いまして、給料が7割水準に減額になった場合、現に受ける給料月額、これが7割に下がった金額ということで読み替えていただければよろしいかと思いますが、そちらの10分の1に相当する額を給料から減ずるものであるということで、本来でしたら10分の1、本来支給の給料月額の10分の1でございますけれども、7割水準に減額になった給料月額を支給されている方につきましては、その10分の1ということで、不利益を被らないように対応する条文でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに質疑はございますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第64号

議長(田中三江君) 日程第5 議案第64号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) この条例の4ページなんですけれど、ちょっとそこが私なかなか理解が

できないんですけれど。産休、育休ですよね。その期間について定めるものなんですが、8週間の産休休暇がある、産休があるよというところのところで、出産予定日前に出生した場合には、「当該出生の日から」また「当該出産予定日から」の、「から」というのが2つ出てくるんですよね。文法上、「何とかから」と言えば、それが起点になると思うんですけど、起点が2つあるんですよ。

また、終わった後も、出産予定日以後に出産した場合も、「当該出産予定日から」 というのと「実際に出産した日から」って、「から」が2つと。

ここがちょっと分かりにくいと思うんですけど、ご説明お願いします。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) 失礼しました。4ページの条項を言っていただきまして、もう一度 お願いします。((第3条の2)の声あり)第3条の2((頂いた条例案の4ページ の一番下のところの段落です。第3条の2)の声あり)

議長(田中三江君) 暫時休憩とします。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

議長(田中三江君) 休憩前に戻り会議を再開します。齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) 大変失礼しました。ただいまのご質問ですけれども、括弧の中の文言だと思いますが、当該子が出生した日からということで、これ期間の問題なんですけれども、期間を示す文言になっておりますが、まず、出生の日から次の当該出産予定日から起算して8週を経過する日までの翌日、これが周期という表示になっています。

まず、当該出生の日というのが出生の日から、次、周期を示すのに、当該出産予定日から起算して8週を経過する日の翌日までが周期、これを一つの期間として表現をしているもので、からが2つございますけれども、そのような表示の仕方で、ちょっと紛らわしくはなっておりますけれども、期間を示しておりますので、よろしいでしょうか。

出発点と周期を表わすものが同じ文章の中にあるということで、ご理解いただければと思いますけれども、分かりますかね。

議長(田中三江君) 7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) つまりは、かぎ括弧でくくられるべき「当該出産予定日から起算して 8週間を規定する日の翌日まで」というのが一つのアイテムというか概念で、つまり、 いわゆる産後休暇を規定する言葉が、当該出産予定日から起算して8週間を経過する 日の翌日までというのが一つのワードの説明に当たるという意味でおっしゃったとい うことですか。 そうすると、理解とすれば、例えば、予定日がどうあれ、生まれた日から8週間と、 予定日の後であっても生まれた日から8週間ってふうに考えればいいっていうことで すね。

ちょっとこの表現の仕方が日本語的におかしいなと思うので、一つの単元、言葉、 つまり産後休暇を規定するものだとすれば、そこはかぎ括弧で囲うとか何かしないと 大変分かりにくいかなと思うんですが、その理解でいいかどうかお願いします。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) こちらのほうで想定をしていない対応を表記したものであると承知 はしておりますけれども。こちらにつきましては専門の機関に確認をしましてこのような文言になっておりますので、これは全国的には統一した表記の仕方だということで承知をしておりますが、考え方につきましては産後8週間ということで捉えていた だければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(田中三江君) ほかに質疑はございますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第65号

- 議長(田中三江君) 日程第6 議案第65号 令和4年度立科町一般会計補正予算(第10号) についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。 6番、今井 清君。
- 6番(今井 清君) 6番、今井 清です。17ページの農業振興費、農業振興費の中の補助金でペレット堆肥製造設備導入、今回357万8,000円ということで計上されていますが、説明で何かJA佐久浅間っていうようなことを聞いたんですが。これ具体的に、内容からすると、どんなものをどの場所にどのくらいの費用がかかって、この金額の補助を、これ町単独だと思うんですが、その辺の経過並びに具体的内容についてお伺いします。

議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。

産業振興課長(櫻井 豊君) それではお答えいたします。

このペレット堆肥製造設置購入補助でございますが、こちらにつきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、事業主体につきましては佐久浅間農協となります。 国では、みどりの食料システム戦略を掲げ推進しているところでありまして、この 取組の中に、環境負荷の低減に資する生産活動の促進の施策が明示されており、地力 増進、化学肥料・化学農薬の使用の低減や、温室ガスの削減、吸収などの取組を行う こととされておるところでございます。

こうした中、佐久浅間農協では化学肥料の低減の取組に着目をいたしまして、堆肥 をペレット化し化学肥料の低減を推進していくため、今回のペレット製造等の機械を 導入するための補助金でございます。

ちなみに、事業費でございます。まだ金額が確定されておりませんが、ペレットを作る機械と、あとペレットにするための乾燥機、それぞれ1台ずつ導入をするということで約6,800万円の費用でございます。また、こちらの施設につきましては、佐久市の旧望月であります土づくりセンターのほうに設置をしていくということでございます。

ちなみに、この事業費の半分はJAの負担によりまして、その他もう半分につきましてはJA佐久浅間管内の3市4町の負担によりまして、立科町につきましては予算計上させていただきました357万8,000円の負担ということになります。

以上です。

議長(田中三江君) 6番、今井 清君。

6番(今井 清君) 分かりました。じゃあ、立科町だけでなくてほかの市町村でも予算配分ですると。

先ほどの説明で、これ国の方針等なんかご回答があったんですが、国県の補助はないのかどうかっていうのと、それから、今回、補助するってことなので、実際、内容的には堆肥化するちゅうことはいいことだと思うんだけど、実際に使う農家がこれから使うようになるかと思うんですが、具体的に農家が何か購入した場合には大分安くできるのかどうか、その辺のメリットはあるのかどうか、その辺についてもう一度お伺いします。

議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。

産業振興課長(櫻井 豊君) お答えさせていただきます。

まず、国県の補助でございますが、JAさんのほうにおいても補助対象があるかどうかを調べたところ、今年度内にこの施設を導入していきたいということでありまして、補助は見当たらなかったということでございます。

また、農家に対しての還元ということでございますが、当然、この施設導入するに当たって、JAまた市町村のほうで補助をしておりますので、農家につきましては格安の販売になろうかと思っておりますが、こちらの試算につきましてはまだ農協のほうでも算出中ということでありますので、なるべく安く手に入るように行っていきたいということでございます。

以上です。

議長(田中三江君) 6番、今井 清君。

6番(今井 清君) 金額はこういうことで積算されているんですが、その金額で具体的な内容でいいのかどうかっていうところは、ちょっと分からない部分が今あります。

それで、具体的には今説明でおっしゃったように、農家には安い金額でということなのであれなんですが、今後、これはいつ頃実際に稼働する予定になって、実際農家の買う見込みについては今後どのようなスケジュールでいくか伺っていますでしょう

か、お伺いします。

議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。

産業振興課長(櫻井 豊君) お答えいたします。

今後、年度内にはこの施設を導入しまして、来年の春肥といいますか、春に使える ように今のところスケジュールを立てているようです。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) まず、11ページ、お願いします。

ここに町づくり事業経費で630万更正減してあります。

それで、これはデジタルを派遣から出向へ移したということだったんですけど、た しか派遣のときに800万くらいの予算が組んであったかと思うんですけれど。これを 更正減した理由は何でしょうか。

また、あまり今回は庁舎内の様々なデジタルに変更するための課題を抽出するよう なお話も聞いたんですけれども。これをこれだけ大きく減額するその理由と、これを しても大丈夫なのかどうかというところをまずお伺いします。それが1つ目です。

あと、もう1つ、その上の庁舎管理経費のところで、過疎対策事業債を使って3,650万はそこから更正減して一般財源に振り替えてあります。これは過疎対策、今回、具体的には光熱水費のプラスに、増に対応するんだってことなんですけれど。過疎対策というのが庁舎管理に使えるということの理解でいいでしょうか。

議長(田中三江君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

町づくり事業経費では、地方創生人材派遣制度によるデジタル化推進専門官に係る 負担金の見込みによる減額を計上しております。

当初予算では、給与費等相当分と旅費を合わせて830万円を負担金に計上しておりましたが、ソフトバンク株式会社との協議により、常勤から非常勤へという形態を変更し、給与費等は協議の結果ソフトバンクで負担することになりました。

給与費等相当分の減と、あと新型コロナウイルス感染症の影響により、一応週に 2回ということなんですが、往来できない期間があったことから、旅費も見込みで合 わせて630万円を減額し、補正後の予算を200万円とするものでございます。

以上です。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) それでは、3目の財産管理費の庁舎管理経費ということでご質問で ございますけれども。

ここに財源内訳の変更ということで、過疎対策事業債3,550万円の減額、これにつきましては、既に以前の補正予算でお認めを頂いておりました庁舎の照明器具のLE D化工事、これが起債の対象外となったことから3,550万円を一般財源に振り替える というものでございまして。今回の光熱水費の300万につきましてはただなる純増ということで、こちらを合計した金額が一般財源の3,850万円になっているということで、内容的には別のものであるということでご理解を頂ければと思います。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに質疑はございますか。8番、榎本真弓君。

8番(榎本真弓君) 8番、榎本です。教育費関係、21ページからになりますけれども、今回、補正で光熱費の高騰のために増額になっているものですけれど、今、光熱費は先が見えなく、当然これからも高止まりじゃないですけれども、先は見えない状態で、今回、この増額の計画はどのようにされて今回の補正に上がっているのか、今後のことも加味してちょっと答弁を頂きます。

議長(田中三江君) 羽場教育次長。

教育次長(羽場雅敏君) お答えいたします。

小中学校合わせてご説明申し上げますが、燃料費、電気料の高騰に伴う今回増額補 正でございます。

令和4年度上半期の支出金額、令和3年度――前年度ですけれども――の下半期の 実績、こちらを踏まえまして、またプロバイダーから令和4年度上半期の見込み等の 資料の提供を受けまして検討した結果、増額補正を行うものでございます。

参考までに、小学校ですが、当初予算額550万円のうち350万円が電気料の予算額であります。電気料の高騰により10月分までの7か月の支払いで約272万円を支出済みであります。7か月で77.5%の執行率であり、増額補正を行うものであります。

また、中学校ですが、当初予算額420万円のうち300万円が電気料の予算額でありますが、電気料の高騰により10月分までの7か月の支払いで約251万円を支出済みであります。7か月で83.4%の執行率であり、今回増額補正を行うものであります。

いずれもプロバイダーから令和4年度下半期の見込み等の資料提供を受けまして、 今後も電気料の高騰が見込まれておりますので、増額補正を行うものであります。 以上です。

議長(田中三江君) 8番、榎本真弓君。

8番(榎本真弓君) そうしますと、今の状態ですと、新年度というか、新しい新年度は当然 新年度予算に組み込まれてくるわけですけれども、年度内のは全て見込みということ で、やはり上下あった場合はまたそれが補正の状態で調整をする、だけれど、今燃料 費、特に電気関係は非常にどんどん高騰になります。この見込みであればこれで間に 合うかどうかっつうのも、全て見込みで計算をするしかないというのが現実でしょう か。ちょっと答弁願いいたします。

議長(田中三江君) 羽場教育次長。

教育次長(羽場雅敏君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、プロバイダーからの資料、あと令和3年度の下半期、

あと令和4年度の上半期等々を全て見込みまして、計算しまして、見込みということ でございます。今回上げた補正予算で来年の3月までは支払えるであろうというとこ ろで、見込みで計上させていただいたものであります。

また、ご質問の令和5年度の予算につきましても、これから支払っていく分、まだ 高騰しておりますので、そういったものも十分見込みまして、予算計上をしてまいり たいと考えております。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) 17ページでお願いします。

産業振興課の新規就農者育成総合対策事業ですが、2名分減額だということなんですけれど、これは新規就農を見込んでいたが実際になかったということなのか、予算のときにはその見込みがあって予算化されたのか、そこら辺の実情というかお話しください。

議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。

産業振興課長(櫻井 豊君) お答えいたします。

まず、こちらですけども、新規就農者育成総合支援対策につきましては、当初予算では5名の予算を確保しておりました。継続が3名と新規が2名でございます。

今回減額するための予算計上につきましては、2名の方の減額でございまして、お 二方それぞれ今年から就農を行っているところではあるんですけども、独立就農まで には至ってないというのが現状でありまして、今回減額とさせていただいたところで ございます。

以上です。

議長(田中三江君) 7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) 独立就農の言葉が分からないんですけど、それは農業一本でやっていく 場合に150万円の支給があるということですか。アルバイトなんかした場合は対象外 になるという意味の独立就農に至っていないという言葉なんでしょうか。それをまず。

議長(田中三江君) 3回目ですが……。

7番(村田桂子君) いえいえ、この問題は初めてです。

議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。

産業振興課長(櫻井 豊君) お答えいたします。

独立就農でございますが、まず、新規就農者が農地を借りる、また農地を買うといった、人一人が就農を行っていくということでの独立就農ということになります。

そこが、自分で農地を持って行うっていうことが今年はできなかったということで、 今回減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長(田中三江君) 7番、村田……。

7番(村田桂子君) そうすると、自前で土地を取得して農業を営む場合を独立就農とおっしゃるわけですね、規定はね。(発言の声あり)でも、この項目については今2回目ですけど。

議長(田中三江君) 4回目になりますが。

7番(村田桂子君) でも(発言の声あり)項目が幾つかある場合にはちゃんと分けてやっていいですよっていう話でしたよ、この町は。(発言の声あり)この項目で今まででやってきたはずですけど。

議長(田中三江君) 暫時休憩とします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時27分 再開)

議長(田中三江君) 村田桂子君、続けてください。

7番 (村田桂子君) 独立ということの意味が、自前で農地を取得して、借入れも含めて、でないと独立した就農とは認めないということだと思うんですけども、これって新しく農業に従事する方というのは最初から不安定なわけなんで、独立して農地を借りるとは限らなくて、人の農地で仕事をするということもあり得るんじゃないんですか。それとも、そういうのは雇われ労働者みたいな形だから認められないということなんでしょうか。支援することが必要だと思うんですけど。

議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。

産業振興課長(櫻井 豊君) お答えします。

独立就農ということでありますので、ご自分で農地を借りるなり買うなりをして、 自分で経営をしていくというものが独立就農だと考えておりますので、アルバイトと いうのは、農業ではなくなるということでありますので、自分で営農を行っていく、 これが原則として考えておりまして、今回そこまでは至ってなかったということでご ざいます。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに。7番、村田桂子君。

7番 (村田桂子君) それでは、ちょっとお伺いするんですけれど、予算的にはゆとりがあるわけですけど、立科町では55歳までの就農の方の、新規就農した場合に認められるんでしょうか。それとも、営農意欲のある方は、それを超えても新規就農として支援する立場で就農資金を提供するのかどうか、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。農業の町ということで、特にりんご栽培については力を入れていらっしゃると思うので、ある意味、年齢は55歳とか50歳とか低くさえしないで、意欲のある方には支援するようにしたらいいと思うんですけど、当町の現状いかがでしょうか。

議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。

産業振興課長(櫻井 豊君) お答えいたします。

町としましては、現在国が進めております新規就農者育成総合対策事業につきましては、50歳まで対象ということでありますので、町も準じまして、新規就農者とすれば50歳までが補助対象ということで行っておるところでございます。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに質疑はございますか。6番、今井 清君。

6番(今井 清君) 6番、今井です。今の新規就農の関係で、ちょっとお伺いしたいんですが。

当初2名の方、これは実習、自分で申し込んで対象になったという経過であるのか どうか。

今回就農できないって、農業の場合は、1年、2年ですぐ就農できないから、何年かで独り立ちできるような、その仕組みの中で、この補助事業があるかと理解しているんですが、これについて、今回やめてしまって、来年以降、全然やらなくなってしまうことが一番困ってしまうんですが、その辺については来年以降また対象に、そういう形になるのかどうか。その辺の指導はされているのかどうかお伺いします。

議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。

産業振興課長(櫻井 豊君) お答えいたします。

まず、こちらの対象につきましては、町、県と農協等で調査をしまして、そういった対象になり得る方を選んでおるところでございますので、個人にも確認をしながら予算の確保をしてきているところでございます。

また、新規就農者、一、二年ではというところはありますけども、農業に対する意欲を持って行っていくという、そういう強い目標を持っての方々でございますので、 先ほど言いましたように、農地を持って経営を行っていただきたいというところで、 着実に進めていただければなと思っております。

また、今年は就農に至らなかったということで対象外ということでございますが、 来年につきまして、また改めて個々の農家さんと話をしながら、県と協議をして、対 象になるものでありましたら、対象にしていきたいと考えておるところでございます。 以上です。

議長(田中三江君) ほかに。6番、今井 清君。

6番(今井 清君) 対象になる、ならないというよりは、農業の後継者不足で困っている現状があると思うんですよね。最近どんどん荒廃地が増えちゃうから、やっぱりやる気のある人を、どうやって支えていくかというのが行政だと思うんですよ。

だから、それについては担当課として、これからどのような指導をして、きちんとした農業後継者の配置対策について、当然、農業やめるという方は何年も出ているはずですから、それについての対策は今後考えていないのか、していないのか、その辺についてもう一度お伺いします。

- 議長(田中三江君) 議題に沿った質問でお願いいたします。今井 清君、もう一度お願いい たします。
- 6番(今井 清君) 今の私の質問は、だから結局300万ってことは、2人やめてしまっているから、それについて来年以降、新規の継続する形はないと、やっぱりやめたってことが政策に反映していないということの判断で、私は質問をしているつもりでございますので、よろしくお願いします。
- 議長(田中三江君) 櫻井産業振興課長。
- 産業振興課長(櫻井 豊君) お答えいたします。

こちらの2名の方は、やめたわけではございません。就農はしております。ただ、 国の補助金に要件が当てはまらないということでございますので、今後も引き続き、 この農家さんと話をしながら、来年に向けて進めていきたいと考えております。 以上です。

議長(田中三江君) ほかにございますか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- ◎日程第7 議案第66号
- 議長(田中三江君) 日程第7 議案第66号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算 (第2号) についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- ◎日程第8 議案第67号
- 議長(田中三江君) 日程第8 議案第67号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計 補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。6番、今井 清君。

- 6番(今井 清君) 6番、今井です。今回これ補正は、光熱水費550万ってことで増額補正だと思うんですが、この金額、大分全体の予算の中でも大きく増えるということだと思うんですが、実際、全体の今後の中身の中で、経営上問題ない金額なのか、また、この算定方法については、どのような状況の中でこの金額が算定されているかお伺いします。
- 議長(田中三江君) 篠原建設環境課長。
- 建設環境課長(篠原英男君) それでは、お答えをいたします。

電気料のほうは、先ほどの学校の関係でもちょっと説明が、回答はございましたが、 現在契約しております電力会社のほうから今後の料金予測等を頂きまして、今までの 実績プラス今後の予測値という形で算出をして、この金額を算出しております。

経営上大丈夫かということですが、歳入のほうでも繰越金の確定等ありましたので、 現状、予算的には問題ないという形にはなっております。

以上です。

- 議長(田中三江君) ほかに。6番、今井 清君。
- 6番(今井 清君) 経営上問題ないってことなんですが、今後また上がる場合も考えられる ような気もするんですけど、これが下水道料金に跳ね返らないようなことは考えなく ちゃいけないかと思うんですが、その辺について、実際今んとこ、その先のことにつ いて考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたい。
- 議長(田中三江君) 委員会のことは、できれば委員会のほうでお聞き頂ければと思いますが ((はい、分かりました)の声あり)篠原建設環境課長、お答えよろしいですか。 (発言の声あり)では、委員会のほうでお願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。

- ◎日程第9 議案第68号
- 議長(田中三江君) 日程第9 議案第68号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算(第 3号)についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- ◎日程第10 議案第69号
- 議長(田中三江君) 日程第10 議案第69号 令和4年度立科町下水道事業会計補正予算(第 1号)についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- ◎日程第11 議案第70号
- 議長(田中三江君) 日程第11 議案第70号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 陳情第2号

議長(田中三江君) 日程第12 陳情第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処 遇改善を求める陳情書について、ご意見をお持ちの方の発言を許します。

意見はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付しま した議案付託表のとおり各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。 [(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ 付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午前10時49分 散会)